

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	都市計画課

契約業者名・住所	昭和株式会社 松戸営業所 所長 遠藤宏樹・松戸市新松戸1-337
工事等の名称	令和8年度松戸市立地適正化計画見直し検討業務委託
工事等の場所	松戸市全域
種別	計画改定
工事等期間	令和8年4月24日から令和8年10月30日まで
契約金額	1,397,000円
工事等の概要	平成30年度に作成・公表した立地適正化計画について、誘導区域や誘導施策、防災指針の追加等の見直し業務を行うもの。
随意契約の理由	<p>「立地適正化計画」は都市再生特別措置法第84条の規定に基づき、計画策定から概ね5年ごとに住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施状況について調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直すこととされています。</p> <p>本市では、平成30年に本計画を策定しており、調査、分析及び評価を行う時期を迎えていることから、令和6年度より3カ年での見直し検討業務を進めています。契約業者は令和6年度から2カ年本見直し検討業務を受託しており、その成果も良好なものでありました。</p> <p>また、建設コンサルタントとして長年の実績を有し、前年度の業務を受託し良好な成果をあげるなど、本市都市計画の特性や課題等を把握しており、今年度実施する業務について最も熟知し、前年度業務の知識を最大限に生かし、円滑に業務を履行できるものと考え、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、妥当かつ適正であると判断しました。</p>